

答申

第1 審査会の結論

富山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定処分（令和4年4月15日付け技専第1号。以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

1 開示請求

審査請求人は、令和4年4月9日付けで、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、実施機関に対して、次のとおり公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

富山県技術専門学院について、じん肺法施行規則第37条第1項の規定に基づいて平成29年1月1日から令和4年2月末日までに富山労働局の労働基準監督署へ提出した「じん肺に関する健康管理の実施状況に関する報告」（様式第8号）の表面

2 本件処分及び審査請求

(1) 本件処分

実施機関は、本件開示請求について、対象公文書を保有していないことを理由として、条例第11条第2項の規定により本件処分を行った。

(2) 本件審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年4月26日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の本件審査請求の趣旨及び理由は、審査請求書によれば、概ね次のとおりである。

1 趣旨

対象公文書の開示を求める。

2 理由

地方公務員法第3条第2項のいわゆる一般職の地方公務員であって非現業の事業場に所属する者（以下「一般職の地方公務員」という。）には、同法第58条第2項及び第3項において、労働基準法又は労働安全衛生法（以下「安衛法」）に係る適用除外の条項が列挙されている。しかし、地方公務員法にはじん肺法に係る適用除外の法的根拠は認められない。また、じん肺法にも一般職の地方公務員を適用除外とする記述は認められない。

また、地方公務員法第58条第5項により、労働基準法及び安衛法に係る労働基準監督機関は、富山県知事部局の場合には富山県人事委員会となる。今回審査請求の対象である富山県技術専門学院も労働基準法別表第1第12号の業種の行政機関であるから、富山県人事委員

会が労働基準監督機関となる。しかし、これらは、労働基準法、安衛法、船員法及び船員災害防止活動の促進に関する法律に限っての問題であり、じん肺法はこの地方公務員法第 58 条第 5 項に列挙されていない。

以上から、富山県技術専門学院は、所管労働基準監督署長を通じて富山労働局長にじん肺健康管理実施状況報告の提出義務があることから、じん肺法上の労働基準監督機関としての富山労働局への提出文書が不存在とすることは不合理である。そして、じん肺法上の労働基準監督機関を富山労働局と認識せず、労働基準法及び安衛法上の労働基準監督機関と同様に、富山県人事委員会がじん肺法上の労働基準監督機関であるとの見解は失当である。すなわち、本件処分に記載された「開示をしない理由」の主張は、じん肺法及びじん肺則の規定に抵触し、不合理である。したがって、本件処分を取り消し、公文書を特定し、当該文書を開示するとの裁決を求める。

第 4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書及び審査会での意見聴取によれば、概ね次のとおりである。

県は、じん肺健康管理実施状況報告の報告先を、地方公務員法第 58 条第 5 項に定める労働基準監督機関である富山県人事委員会と認識し、同委員会に報告を行い、富山労働局に対して報告を行っていなかった。このため、本件処分においては、請求にかかる公文書を保有していないことを理由として非開示決定を行った。

その後、本件審査請求を受け、法解釈を改めて確認したところ、富山県技術専門学院に勤務する労働者のじん肺法上の労働基準監督機関は、富山労働局及び富山労働基準監督署であり、人事委員会とする本県の認識には誤りがあったことが判明した。

また、富山県技術専門学院では、じん肺健康診断を 3 年ごとに 1 回実施しているが、これまでじん肺健康診断を実施した年に限り、じん肺に関する健康管理の実施状況の報告を行ってきた。

この点についても、取扱いを確認したところ、じん肺健康診断が不要な年であっても、対象者が存在する限り、毎年 12 月 31 日現在におけるじん肺に関する健康管理の実施状況を翌年の 2 月末日までに報告する義務があることが判明した。

こうしたことから、今後、毎年 12 月 31 日現在における富山県技術専門学院のじん肺に関する健康管理の実施状況を翌年の 2 月末日までに、富山労働基準監督署を経由して、富山労働局長に報告する取扱いに改めることとしている。

第 5 審査会の判断の理由

1 本件処分の妥当性

実施機関の弁明書及び当審査会において、富山県商工労働部労働政策課及び富山県技術専門学院の職員に対し、意見聴取を行ったところ、本来、じん肺法施行規則第 37 条第 1 項の規定に基づいて「じん肺に関する健康管理の実施状況に関する報告」を労働基準監督機関である労働基準監督署長を通じて富山労働局長に提出するべきところ、地方公務員法第 58 条第 5 項に定める労働基準監督機関である富山県人事委員会を提出先であると認識し、

加えて、毎年提出すべきところを3年に1回じん肺健康診断を実施した年に提出するものと認識して、同委員会に報告を行ってきた。このため、審査請求人が求める富山労働局の労働基準監督署へ提出した「じん肺に関する健康管理の実施状況に関する報告」は保有していないとのことであった。本件開示請求に係る公文書を保有していないことを理由に非開示とした実施機関の判断に、不合理な点は認められない。

2 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 調査審議の経過

審査会の調査審議の経過の概要は、別記のとおりである。

別記 当審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
令和4年8月9日	実施機関から諮問書を受理
令和5年1月12日 (第188回審査会)	・諮問事案の概要説明 ・実施機関からの意見聴取 ・審議
令和5年2月6日 (第189回審査会)	・審議
令和5年2月17日	・答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
大 石 貴 之	弁護士	会長職務代理
大 原 弘 之	弁護士	
神 山 智 美	富山大学経済学部教授	会 長
中 村 正 美	富山市社会福祉協議会専務理事	
西 田 隆 文	高岡商工会議所専務理事	